

平成30年4月の移動支援の改定に係るQ&A

No	項目	Q	A
1	様式の変更	実績記録票の「サービス提供者名」について	記載は、苗字のみで可。
2	片道支援加算	算定要件である「片道の移動に1時間を越えた時間(算定時間1.5時間以上)を要する外出」の判断方法。 余暇を含めて支援した結果、算定時間1.5時間以上となる場合に、加算を算定できるか。	通所(通学)にあたり、その内容に余暇を含めた時間で支援する場合には、当該時間を除いて、通所(通学)に要する時間のみで算定時間1.5時間以上となることを要します。 通所(通学)に要する時間は、余暇支援を含まない日の外出において、通常かかる時間で判断するものとします。
3	片道支援加算	行動障害等の障害特性により、移動に要する時間が通常のケースに比べて著しくかかる場合。	例えば、行動障害により、まっすぐ目的地まで移動することが困難な対象者の場合には、支給決定における通所(通学)に要する時間の判定を基に判断することとします。
4	片道支援加算	実績記録票の「片道支援加算」欄について加算を算定する場合には、従前の様式を利用できないか。	加算を算定する場合には、請求額に影響するものであるため、変更後の様式で請求していただく必要があります。